



埼玉県報

第 2 4 6 5 号
平 成 2 5 年 2 月 8 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [平成24年度地籍調査事業計画の変更\(土地水政策課\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告\(政策調査課\)](#)
- [軽油引取税に係る特約業者の指定取消\(熊谷県税事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のカルテ管理・抽出システムの調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院の講堂用観覧席一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度2月・3月分\)の共同購入に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院のPET-CT装置一式の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [不当労働行為救済申立の全部の取下げ\(審査調整課\)](#)

告 示

埼玉県告示第百五十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東川口福祉ステーション
- 三 代表者の氏名
三宅 幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市東川口四丁目八番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害や支援を必要とする人に対し、介護及び在宅生活支援に関する事業を行い、誰もが安心してその人らしい生活を送ることが出来る地域社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人介護サポート悠遊越谷
- 三 代表者の氏名
山口光子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市七左町三丁目一六八番地十一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、子育て等に対し、サポートを行い、健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年二月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人凜
- 三 代表者の氏名
船越 英司
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字小敷谷七十七番地一西上尾第二団地一 六一〇三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、どんな障がいを持った方でも、その人らしい「普通に生きる事」への支援、及び「自殺者を無くす事」を目的とする。

告示

埼玉県告示第百五十二号

平成二十四年埼玉県告示第五百三十四号（平成二十四年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三五項の規定により、公示する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上田清司

	「 神川町	阿久原六・矢納一 （大字上阿久原、 大字矢納の各一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
表中	神川町	矢納二（大字矢納の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで

を

	「 神川町	阿久原六・矢納一 （大字上阿久原、 大字矢納の各一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
	神川町	矢納二（大字矢納の一部）	平成二十四年四月二十日から 平成二十五年三月二十九日まで
	神川町	阿久原四（大字下阿久原の一部）	平成二十五年二月八日から 平成二十五年三月二十九日まで
	神川町	阿久原五（大字上阿久原、大字下阿久原の各一部）	平成二十五年二月八日から 平成二十五年三月二十九日まで

に改める。

告 示

埼玉県告示第百五十四号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川越市	平成二十二年度 平成二十三年度 平成二十四年度	地籍図 二十枚 地籍簿 一冊	大東第十（南大塚二丁目及び大塚一丁目の各一部）	平成二十五年 二月四日

告 示

埼玉県告示第百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さいた会人権センター
- 三 代表者の氏名
由 利 隆
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千八百七十八番地十三ビルライン三橋B棟
百一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、多様な生き方を背負う人に対し、一人ひとりを大切にす社会を構築することを基本として、生き方の不平等を最小限にとどめることに、寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ松伏店

埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野五 一 三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 店舗西側の町道七号線は、昼夜を問わず交通量が多く、かつ中学生の通学路に指定されている。また、店舗周辺は、住宅地となっており、周辺道路は生活道路として利用されている。したがって、搬入車両、従業員自家用車の運転手はもとより、来店客に対しても、周辺道路での最徐行を促すなど、交通安全に配慮すること。

・ 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく規制基準について、営業時間の延長等により拡大された時間帯の一部は、これまでの時間帯の規制基準よりも厳格化されることになるので、今まで以上に良好な生活環境の保全に努めること。

二 縦覧期間

平成二十五年二月八日から平成二十五年三月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヒマラヤ新座店

埼玉県新座市新座都市計画事業新座駅南口第二土地区画整理事業
五十五街区外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

新井辰司

埼玉県新座市野火止七丁目五番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヒマラヤ 代表取締役 野水優治

岐阜県岐阜市江添一丁目一番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年九月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千四百十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後八時

ト 届出年月日

平成二十五年一月二十九日

二 縦覧期間

平成二十五年二月八日から平成二十五年六月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年二月八日から平成二十五年六月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百五十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十五年二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務
2,337,000部×4回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成26年3月31日(月)まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札書には、8ページ物(2回)1部当たりの単価及び4ページ物(2回)1部当たりの単価並びに各単価に予定数量と回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計額に当該合計額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった合計額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加排除措置を受けていない者であること。

(5) 連絡調整のための担当者を2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、速やかに指示に対応できる体制がとれること。

- (6) 納入された「埼玉県議会だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (7) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する県内の全世帯（県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「埼玉県議会だより」を一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 古橋 電話048-830-6257（直通）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県議会事務局総務課分室 平成25年4月4日（木）午後2時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 平成25年4月3日（水）午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{入札書に記載する金額} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,000 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{入札書に記載する金額} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,000 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.05 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

$(\text{契約単価} (8 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,000 \text{ 部} \times 2 \text{ 回} + \text{契約単価} (4 \text{ ページ物 } 1 \text{ 部当たりの単価}) \times 2,337,000 \text{ 部} \times 2 \text{ 回}) \times 1.05 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成25年3月22日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年2月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者から提出された報告書に基づき検査を行い、当該検査後、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成25年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of “ Saitama Prefectural Assembly News ” 2,337,000 copies four times per year
- (2) Time-limit for tender : 2:00 p.m.,April 4, 2013(tender submitted by mail 5:00 p.m.,April 3, 2013)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Group, Legislature and Research Division, Saitama Prefectural Assembly Secretariat, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,Telephone 048-830-6257

告示

埼玉県熊谷県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十五年二月八日

埼玉県熊谷県税事務所長 横山 光重

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ワコー	代表取締役 瀧澤克至	埼玉県熊谷市大字広瀬百五十六番地	平成二十四年十二月三十一日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十四日

指令川建セ第二四〇〇三〇一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月五日

川建セ第二四 一 八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字前河内字北前河通三八六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字前河内三八四番地一

村田 直人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十九日

指令川建セ第二四 四六 号

二 検査済証番号

平成二十五年二月五日

川建セ第二四 一 九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字カニ山一四七番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷九 番地二 レジエンオークヒルズ105

金島 隆志

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月三十一日

指令川建セ第二二〇一六九一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月六日

川建セ第二四〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字青山字谷上一七六九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字青山一四八九番地一 クレイドル青山2 205号

中島 輝明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年三月九日

指令川建セ第二三〇一一七〇号

二 検査済証番号

平成二十五年二月六日

川建セ第二四〇一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字金井三〇五番三、三〇五番六、二五四番三〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平沢三〇五番地六

岡田 英一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年一月二十三日

指令川建セ第二四〇〇五九一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月六日

川建セ第二四〇一一二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字角山字塚場七六四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字角山六五四番地一

栗生田 豊・栗生田 あんな

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月十六日

指令越建セ第二三〇〇七一一号

二 検査済証番号

平成二十五年二月六日

越建セ第五五三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字前島四千百二十三番一、四千百二十四番一、四千百二十四番二、四千百二十五番一、四千百二十六番一、四千百二十七番一、
（第一工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県幸手市大字上高野千九百九番地

株式会社 三邑商事 代表取締役 山本 浩一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月三十日

指令越建セ第二四〇〇三六二号

二 検査済証番号

平成二十五年二月六日

越建セ第五五四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九百五十二番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社アーネストワン 代表取締役 西河洋一

告 示

埼玉県病院事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
カルテ管理・抽出システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 13 番地 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 24 年 12 月 20 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ムトーセーフ浦和支店
埼玉県さいたま市浦和区常盤 9 丁目 22 番 14 号
- 5 落札金額
69,825,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 11 月 9 日

告 示

埼玉県病院事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
講堂用観覧席 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
コトブキシーティング株式会社
東京都千代田区神田駿河台一丁目2番1号
- 5 落札金額
20,895,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年11月9日

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 563,100リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地
 - (3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当
埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地
 - (4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 1 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
佐藤興産株式会社
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 2 丁目 44 番地
- 5 落札金額
48,187,282 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 24 年 12 月 21 日

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年二月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
P E T－C T装置一式及び保守点検業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
- 3 落札者を決定した日
平成24年12月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店さいたま支店
埼玉県さいたま市見沼区東大宮6丁目3番地3
- 5 落札金額
435,633,975円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年11月9日

告 示

埼玉県選管告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された泰進会の平成二十一年分収支報告書に関し、平成二十四年十二月十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十二年十一月十九日付け埼玉県選管告示第六十八号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十五年二月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

ページ	段	行	
五百二十三	左	二十六	
誤	(2) 支出総額		39,329,498 円
正	(2) 支出総額		38,928,926 円
五百二十四	右	十三	
誤	(ウ) 事務所費		7,556,912 円
正	(ウ) 事務所費		7,156,340 円
		二十一	
誤	合 計		39,329,498 円
正	合 計		38,928,926 円

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第三十四条第一項に規定する申立ての全部の取下げがあったので、次のとおり公示により通知する。

平成二十五年二月八日

埼玉県労働委員会会長 馬 橋 隆 紀

一 事件番号

平成二十四年（不）第四号不当労働行為救済申立事件

二 交付を受けるべき者の氏名及び住所

イ 氏名

長谷川 美佐子

ロ 最後の住所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋七丁目十六番十一号

三 交付をすべき書類

取下通知書

四 公示事項

一の事件に係る三の書類は、埼玉県労働委員会が保管し、いつでも交付を受け
るべき者に交付する。